

○山形市公共工事等に係る情報の公表に関する実施要領

第1 趣 旨

この要領は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を一層向上させる観点から、山形市の発注する工事及び営繕並びに工事及び営繕に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれらに準ずるものの委託（以下、工事等という。）における入札及び契約に係る情報等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

第2 公表の対象

この要領における公表の対象は、次のとおりとする。

- ① 工事等における入札及び契約に係る基準、資格関係の諸規定等
- ② 工事等の発注見通しに関する事項
- ③ 工事等における入札及び契約の過程等に関する事項
- ④ 指名停止措置に関する事項

第3 公表の方法

公表の方法は、別に定めがあるものを除きまちづくり政策部建設契約課において閲覧に供する。また、閲覧による公表のほか、インターネットホームページによる公表についても努力する。

第4 入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等の公表

公表する項目は次のとおりとする。

(1) 契約規則関係

- ① 契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例（昭和39年3月条例第29号）
- ② 山形市契約規則（昭和39年4月規則第18号。以下「規則」という。）
- ③ 建設工事請負契約約款
- ④ 随意契約における最低制限価格の運用について
- ⑤ 前金払の運用基準
- ⑥ 委託契約約款
- ⑦ 工事監理業務委託契約約款

(2) 競争入札参加資格関係

- ① 競争入札参加資格者名簿（規則第25条第2項に定める名簿）
- ② 指名競争入札に参加する資格について（昭和57年告示第34号）
- ③ 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年4月告示第35号。以下「格付規程」という。）
- ④ 格付規程に基づき格付された名簿

(3) 競争入札実施要綱関係

- ① 山形市条件付き一般競争入札実施要綱
- ② 山形市格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領
- ③ 山形市総合評価一般競争入札実施要領

- (4) 共同企業体実施要綱関係
 - ① 山形市建設工事に係る共同企業体実施要綱
 - ② 建設工事共同企業体に発注する対象工事及び構成員の出資割合について
 - ③ 山形市工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱
- (5) 指名基準関係
 - ① 山形市工事等指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年5月訓令第7号）
 - ② 山形市建設工事等指名競争入札参加者指名要領
- (6) 最低制限価格及び低入札価格調査関係
 - ① 山形市最低制限価格制度取扱要領
 - ② 山形市低入札価格調査制度取扱要領
 - ③ 山形市調査基準価格算定基準
 - ④ 山形市契約審査委員会設置要領
 - ⑤ 山形市契約審査委員会における判定基準
- (7) 監督関係
 - ① 山形市請負工事監督規程
 - ② 山形市請負工事監督技術基準
- (8) 検査関係
 - ① 山形市請負工事検査規程
 - ② 請負工事検査評定要領
 - ③ 工事成績評定基準
- (9) 談合情報を得た場合等の対応関係
 - ① 山形市公正入札調査委員会規程
 - ② 山形市談合情報対応マニュアル
- (10) 施工体制関係
 - ① 山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針
- (11) 指名停止基準関係
 - ① 山形市工事請負業者指名停止要綱
 - ② 山形市工事請負業者指名停止要綱運用基準
- (12) 情報公表関係
 - ① 山形市公共工事等に係る情報の公表に関する実施要領
- (13) 電子入札運用基準関係
 - ① 山形市電子入札運用基準

第5 建設工事等の発注見通しに関する事項の公表

- 1 公表する工事等は、予定価格が400万円を超え当該年度に発注が見込まれる工事等とする。
ただし、次に掲げる工事等は対象から除外する。
 - (1) 公表時点で、用地取得や埋蔵文化財調査、詳細設計等が未了の工事等
 - (2) 公表時点で、地元や他の行政庁との協議が整わない工事等
 - (3) 応急の災害復旧工事
- 2 公表する内容は、入札及び契約の方法、工事等の名称、工事等場所、工期又は履行期間、工事等種別、工事等概要、入札予定時期（四半期別）及び概算工事等規模額とする。

- 3 公表する時期は、4月とする。また、公表する期間は、当該年度の3月31日までとする。
- 4 公表した発注見通しに変更又は追加が生じた場合は、7月、10月及び1月に必要な修正等を行ったうえ公表する。

第6 入札及び契約の過程等に関する事項の公表

- 1 設計金額が200万円を超える、工事等における入札及び契約の過程等に関する事項については、次により公表する。

(1) 一般競争入札に付した場合

- ① 工事等概要、入札期日、入札執行場所
入札公告時に公告書により公表する。
- ② 一般競争入札参加資格
入札公告時に公告書により公表する。
- ③ 予定価格
入札（見積り）結果報告書兼契約締結伺又は入札（見積り）結果報告書の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。
また、事前公表とする場合は、入札公告時に公告書により公表する。
- ④ 一般競争入札参加申込者並びに入札参加資格がないと認められた業者名及びその理由
入札参加資格があると認められた業者については、入札経過及び結果の写しにより、入札参加資格がないと認められた業者についてはその決定を行った書類により、落札者決定後速やかに公表する。
- ⑤ 予定価格の積算内訳
積算内訳書を契約締結後速やかに公表する。
- ⑥ 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。
- ⑦ 最低制限価格又は低入札調査基準価格
最低制限価格を設定した工事等については最低制限価格を、低入札調査基準価格を設定した工事等については低入札調査基準価格を、入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。
- ⑧ 低入札価格調査制度で最低価格者を落札とせず、次順位者を落札者とした場合
当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。
- ⑨ 最低制限価格を下回った者の名称
入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。

(2) 指名競争入札に付した場合

- ① 工事等概要、入札期日、入札執行場所
指名通知書の写しにより、指名通知後公表する。
- ② 指名業者名
入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。
- ③ 指名理由
指名理由の写しを落札者決定後速やかに公表する。
- ④ 予定価格

入札（見積り）結果報告書兼契約締結伺又は入札（見積り）結果報告書の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。

また、事前公表とする場合は、指名通知書の写しにより指名通知後公表する。

⑤ 予定価格の積算内訳

積算内訳書を契約締結後速やかに公表する。

⑥ 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額

入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。

⑦ 最低制限価格又は低入札調査基準価格

最低制限価格を設定した工事等については最低制限価格を、低入札調査基準価格を設定した工事等については低入札調査基準価格を、入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。

⑧ 低入札価格調査制度で最低価格者を落札とせず、次順位者を落札者とした場合

当該理由及び調査概要を落札者決定後速やかに公表する。

⑨ 最低制限価格を下回った者の名称

入札経過及び結果の写しにより、落札者決定後速やかに公表する。

(3) 随意契約によることとした場合

① 工事等概要、見積期間及び見積り合わせ執行場所

見積り合わせ通知書の写しにより、指名通知後公表する。

② 随意契約の理由

随意契約理由書の写しにより、契約締結後速やかに公表する。

③ 予定価格の積算内訳

積算内訳書を契約締結後速やかに公表する。

④ 予定価格

入札（見積り）結果報告書兼契約締結伺又は入札（見積り）結果報告書の写しにより、契約者決定後速やかに公表する。

⑤ 見積業者名、見積金額、契約者名及び決定金額

見積り合わせ経過及び結果の写しにより、契約者決定後速やかに公表する。

(4) 共通事項

① 契約の内容

建設工事請負契約書又は業務委託契約書の写しを契約締結後速やかに公表する。

② 契約金額の変更を伴う契約の変更内容

建設工事請負変更契約書又は業務委託変更契約書の写し及び変更設計理由書の写しにより、変更契約締結後速やかに公表する。

③ 工事成績評定の結果等

工事成績評定通知書の写しにより、請負業者に工事成績評定通知書を通知後、速やかに公表する。

2 公表する期間は、公表した日からその属する年度及びその翌年度までとする。

第7 指名停止措置に関する事項の公表

- 1 山形市工事請負業者指名停止要綱により指名停止措置を行った場合は、その旨を速やかに公表する。
- 2 公表する内容は、商号又は名称、本店所在地区分、指名停止期間、指名停止措置要件該当項目等及び指名停止理由とする。
- 3 公表する期間は、指名停止期間中とする。

第8 その他

- 1 閲覧にあたっては、必要に応じ閲覧者名簿を備え、閲覧者の住所、氏名及び閲覧する理由を記入させるものとする。
- 2 閲覧に供する時間は、原則として勤務時間内とする。
- 3 閲覧期間が終了した書類については、閲覧期間終了年度後5年間保管するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月改正）

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月改正）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月31日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年6月9日改正）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。